

一関地区広域行政組合公告式条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合事務所の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布等)

第3条 規則を公布しようとするとき、又は管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則及び前項の規程について準用する。

(市の機関の定める規則及び規程の公表)

第4条 前条の規定は、組合の機関の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第5条 規則若しくは管理者の定める規程又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程で特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。